



相模原市地域医療医師修学資金

貸付制度のご案内

(北里大学医学部相模原市修学資金枠)

【目次】

- 1 制度の趣旨
- 2 募集要領
- 3 提出書類一覧
- 4 制度の概要
- 5 相模原市地域医療医師修学資金貸付条例 及び 施行規則

【相模原市のお問い合わせ先】

相模原市役所 医療政策課地域医療対策室

住所：〒252-5277

相模原市中央区富士見6-1-1

電話：042-769-9230

Fax：042-750-3066

E-mail : chiiki-iryou@city.sagamihara.kanagawa.jp

1 制度の趣旨

この制度は、市民が将来にわたって住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう地域医療体制の基盤づくりを進める目的として、主に津久井地域の医師を確保するため、北里大学医学部の定員枠の中に「相模原市地域枠制度」を設定し、「将来、相模原市内において総合的な診療能力を有する医師の業務等に従事し、地域医療を支えたい」という志を持った北里大学医学部生を支援するものです。

また、患者の生活に密着し地域を支えるための総合的な診療能力を有する医師となるための育成プログラムやサマースクール（津久井地域での実際の医療現場での研修）を用意するなど、キャリア形成を支援していきます。

2 募集要領

- (1) 募集期間 令和5年12月15日（金）～令和6年1月12日（金）
※大学への出願期限の5日前が本市の募集締切日です。
※大学への出願とは別に、相模原市に「申出書」及び「面接票」を提出してください。
- (2) 募集人数 2名
- (3) 応募資格 北里大学医学部への入学を希望する人（令和6年度一般選抜試験受験者）（相模原市修学資金枠）
※制度の趣旨や合格した場合の貸付けの条件（P5参照）など、制度の内容を理解の上、応募してください。
- (4) 貸付期間 1年生から6年生まで（入学から卒業するまでの期間）
- (5) 修学資金の額 大学が定める納入金の額のうち、修学に必要な費用として市長が認めるもの（入学金、授業料、施設設備費、教育充実費）
ただし、休学したとき、停学の処分を受けたとき、留年したときは貸付けを休止します。
- (6) 利息 修学資金には、貸付けをした日の翌日から貸付期間が終了する月の末日（もしくは貸付けを廃止した日）までの日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息が付されます。

(7) 債務の免除

大学卒業後（医師国家試験合格及び医師免許取得後）、相模原市長が指定する医療機関にて2年間の臨床研修を受け、その後7年間、相模原市長が指定する医療機関等において勤務した場合は、修学資金及びその利息（以下「修学資金等」という。）の債務を免除します。

(8) 手続

令和6年1月12日（金）<必着>までに、「**申出書**」及び「**面接票**」を相模原市へ郵送または持参により提出してください。

※提出いただいた書類は返却できませんのでご了承ください。

書類提出先

〒252-5277 相模原市中央区富士見6-1-1

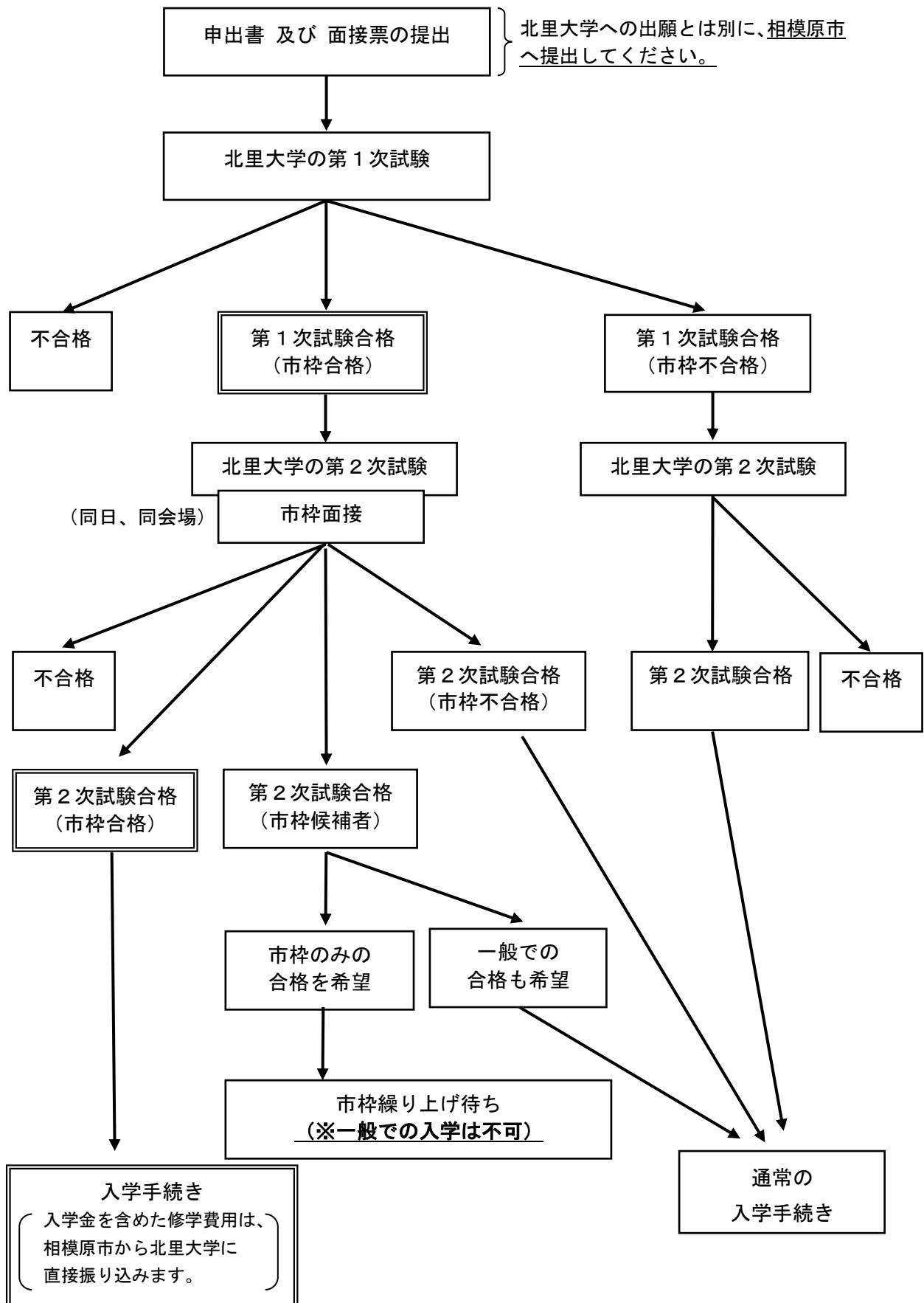
相模原市役所 医療政策課地域医療対策室あて

(9) 選考方法

北里大学医学部の第1次試験に合格された方を対象として、第2次試験当日に、同じ試験会場で相模原市修学資金枠（以下「市枠」）に関する面接を実施します。

※相模原市修学資金枠を希望する場合、第2次試験日は2月3日（土）、2月4日（日）のみ選択可能。

市枠受験のフローチャート



3 提出書類一覧

No1 及び 2 の書類を提出してください。

(No3~6 は、市枠に合格された後に提出していただきます。)

No	提出書類	部数	留意事項等
1	北里大学医学部一般選抜試験(相模原市修学資金枠)に出願する旨の申出書(A4縦:1枚)	1部	
2	面接票 (A3横:1枚)	1部	
3	本人の住民票の写し	1部	
4	連帯保証人(2名)の所得を証明する書類	1部ずつ (計2部)	次のいずれかの書類 ・令和5年分給与所得の源泉徴収票(写) ・令和5年分所得税の確定申告書(写) ・市町村長の発行する直近の所得証明書
5	連帯保証人(2名)の印鑑登録証明書	1部ずつ (計2部)	3ヶ月以内に発行されたもの

この2つを提出してください

*未成年の場合

No	提出書類	部数	留意事項等
6	「連帯保証人(1名)が本人の法定代理人であること」がわかる書類	1部	

4 制度の概要

貸付けについて

(1) 貸付けの条件

次の①から③までの条件を全て満たす必要があります。

- ① 学業成績が優れ、性行が正しく、かつ、身体が健康であること
- ② 所定の勤務期間終了後、相模原市内の医療機関等において総合的な診療能力を有する医師の業務等に従事しようとする意思があること
- ③ 同種の修学に要する資金等の貸付けを受けていないこと又は受けようとする意思がないこと

(2) 貸付期間 及び 修学資金の額

1年生から6年生までの期間で、大学が定める納入金の額のうち修学に必要な費用

※令和6年度分は900万円

内訳：入学金150万円、授業料300万円、施設設備費100万円、教育充実費350万円

(3) 連帯保証人

貸付けを受けるには、次の条件を満たす2人の連帯保証人を立てる必要があります。

- ① 成年であること
- ② 一定の職業に就き、かつ、独立の生計を営んでいること

※年金収入や資産運用による収入のみの方は連帯保証人と認められません。

※それが職業に就き収入がある場合でも、住所が同じ方は独立した生計を営んでいると認められません。

- ③ 同種の修学に要する資金等の貸付けについて、他に保証していないこと

※未成年の場合、連帯保証人のうち1人は法定代理人である必要があります。

※このほか、保証能力があると相模原市長が認めた場合には、その方を連帯保証人にすることができます。

(4) 貸付けの休止

次の事由のいずれか（以下「休学等」という。）が生じた場合、貸付けを休止します。また、既に貸し付けた修学資金の中に「休学等の期間の分」が含まれている場合、その修学資金は、休学等の事由が消滅した日の属する月の翌月以後の分として貸し付けたものとみなします。

- ① 休学したとき
- ② 停学の処分を受けたとき
- ③ 留年したとき

(5) 貸付けの廃止

次の事由のいずれかが生じた場合、貸付けを廃止します。この場合は、貸付けを受けた修学資金等の全額を返還していただきます。

- ① 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき
- ② 大学を退学したとき（除籍されたときを含む）
- ③ 心身の故障のため、大学を卒業する見込みがないと認められるとき
- ④ 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき
- ⑤ 同種の修学に要する資金等の貸付けを受けたことが明らかとなったとき
- ⑥ 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかとなったとき
- ⑦ その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき

返還について

(1) 修学資金等の返還義務

修学資金の貸付けを受けた方は、貸付期間の終了後（もしくは貸付けの廃止後）、1ヶ月以内に、修学資金の全額及びその利息を返還しなければなりません（返還を免除又は猶予された場合を除く）。

※利息は、貸付けをした日の翌日から貸付期間が終了する月の末日（もしくは貸付けを廃止した日）までの日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した額となります。

※修学資金等を返還期限までに返還しなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年14.6パーセント（返還期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した違約金が加算されます。（ただし、当分の間は、相模原市地域医療医師修学資金貸付条例の附則第2項（経過措置）の規定が適用されます。）

(2) 債務の免除

修学資金の貸付けを受けた方が、次のいずれかに該当した場合は、修学資金等の債務を免除します。

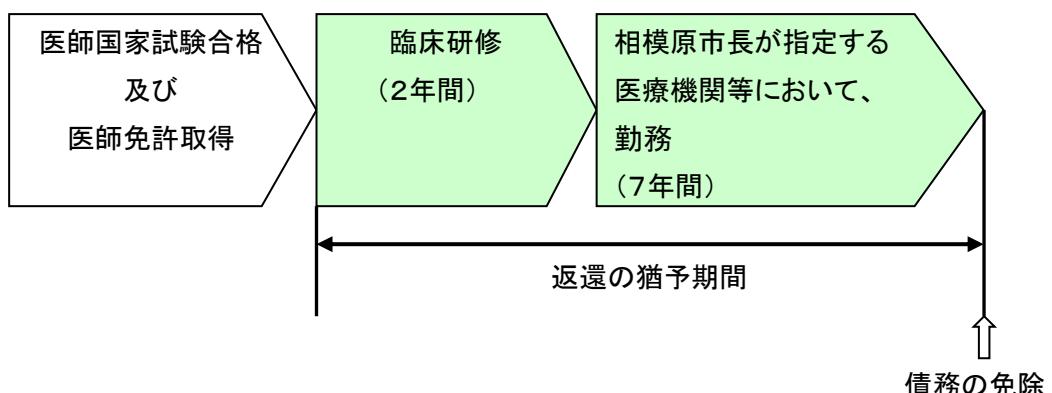
- ① 大学卒業後（医師国家試験合格及び医師免許取得後）、相模原市長が指定する医療機関にて2年間の臨床研修を受け、その後7年間、相模原市長が指定する医療機関等において勤務したとき

※臨床研修の期間が2年を超えた場合は、この期間を2年として扱います。

※被災、負傷、疾病その他やむを得ない事情により業務に従事できなかったときは、引き続き業務に従事したものとみなしますが、期間には算入しません。

※臨床研修の期間及び市長が指定する医療機関等で勤務する期間中は、修学資金等の返

還を猶予します。



- ② ①の期間中に、業務に起因する事故により死亡した場合、又は業務に起因する負傷若しくは疾病により心身に故障が生じたため業務を行うことができなくなったとき

5 相模原市地域医療医師修学資金貸付条例 及び 施行規則

相模原市地域医療医師修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、将来市内において総合的な診療能力を有する医師の業務等（以下「総合診療医業務」という。）に従事し地域医療を担う有能な人材の育成及び確保を図るため、相模原市地域医療医師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定め、もって良質かつ適切な地域医療体制の充実並びに市民の保健、医療及び福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医師育成課程 学校法人北里研究所が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（以下「大学」という。）が置く同法第87条第2項に規定する医学を履修する課程をいう。
- (2) 特定期間 第7条に規定する貸付期間（第8条第1項に規定する休学等の期間を除く。）の2分の3に相当する期間（当該期間が6年に満たないときは、これを6年とし、当該期間に1年に満たない端数があるときは、これを1年に切り上げるものとする。）をいう。
- (3) 臨床研修 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。
- (4) 特定医師業務 指定病院（医師法第16条の2第1項に規定する都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するもののうち、市長が指定するものをいう。以下同じ。）その他市長が指定する医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）等における総合診療医業務をいう。
- (5) 特定勤務 大学を卒業する日の属する年度（以下「卒業年度」という。）から大学を卒業する日から起算して2年を経過する日の属する年度（以下「卒後年度」という。）までの間に実施される医師国家試験に合格した後、速やかに医師免許を取得し、直ちに、指定病院において臨床研修を受け、当該研修を修了した後引き続いて特定医師業務に従事することをいう。

(修学資金の貸付け)

第3条 市長は、医師育成課程を履修する者として大学に入学を許可された者で、次に掲げる条件を備えたものに修学資金を貸し付けることができる。

- (1) 学業成績が優れ、性行が正しく、かつ、身体が健康であること。
- (2) 特定期間、特定勤務を行い、当該勤務終了後市内の医療機関等において総合診療医業務に従事する意思を有すること。
- (3) 同種の修学に要する資金等（以下「同種修学資金等」という。）の貸付けを受けていないこと又は受けようとする意思を有していないこと。

2 修学資金（第9条の規定により貸付けが廃止された場合にあっては、当該廃止された日の属する月の分を含む回まで貸し付けられた修学資金）には、貸付けを受けた日の翌日から同条の規定により貸付けが廃止された日又は第7条に規定する貸付期間が終了する月の末日までの日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息（その利息の額に10円未満

の端数があるときは、これを切り捨てる。) を付する。

3 前項に規定する利息の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、2人の連帯保証人を立てなければならぬ。

(修学生の選考)

第5条 市長は、選考によって修学資金の貸付けを受ける者(以下「修学生」という。)を決定する。

(修学資金の額)

第6条 修学資金の額は、大学が定める納入金の額のうち、修学に必要な費用として市長が認めるものとする。

(貸付期間)

第7条 修学資金の貸付期間は、市長が定める月から大学を卒業する日の属する月までとする。

(貸付けの休止)

第8条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由(以下「休学等の事由」という。)が生じた日の属する月の翌月から休学等の事由が消滅した日の属する月までの期間(以下「休学等の期間」という。)の分の修学資金の貸付けを休止することができる。

(1) 休学したとき。

(2) 停学の処分を受けたとき。

(3) 留年(一の学年の課程を再度履修することをいう。)したとき。

2 前項の場合において、休学等の期間の分の修学資金として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該休学等の事由が消滅した日の属する月の翌月以後の分として貸し付けられたものとみなす。

(貸付けの廃止)

第9条 修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の貸付けを廃止する。

(1) 修学生であることを辞退したとき。

(2) 大学を退学し、又は退学させられ、若しくは除籍させられたとき。

(3) 心身の故障のため、大学を卒業する見込みがないと認められるとき。

(4) 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。

(5) 同種修学資金等の貸付けを受けたことが明らかとなったとき。

(6) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかとなったとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

(返還義務)

第10条 修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長が定める日までに、貸付けを受けた修学資金の全額と第3条第2項に規定する利息の額を合計した額(以下「修学資金等」という。)を返還しなければならない。

(1) 第7条に規定する貸付期間が終了したとき。

(2) 前条の規定により修学資金の貸付けが廃止されたとき。

(債務の免除)

第11条 前条の規定（同条第1号に該当する場合に限る。）にかかるわらず、市長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、返還期限が到来していない債務を免除する。

- (1) 特定期間、特定勤務を行ったとき。この場合において、臨床研修を受けた期間が2年を超えた場合にあっては、当該期間を2年とする。
- (2) 特定勤務を行っている間において、特定勤務に起因する事故により死亡し、又は負傷若しくは疾病により心身に故障が生じたため特定勤務を行うことができなくなったとき。
- 2 前項第1号の場合において、被災、負傷、疾病その他やむを得ない事情により特定医師業務に従事できなかったときは、引き続き当該特定医師業務に従事したものとみなす。この場合において、特定期間には、特定医師業務に従事できなかった期間は算入しない。
- 3 前条の規定にかかるわらず、市長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、返還期限が到来していない債務の全部又は一部を免除することができる。
 - (1) 死亡、心身の故障その他特別の事情により修学資金等を返還する能力を失ったと認められるとき（第1項第2号に該当する場合を除く。）。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要があると認められるとき。

（返還の猶予）

第12条 市長は、修学資金の貸付けを受けた者が、特定期間、特定勤務を行った後に市内の医療機関等において総合診療医業務に従事する意思を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事情が継続している間、修学資金等の返還を猶予することができる。

- (1) 卒業年度に実施される医師国家試験に合格しなかった場合において、卒後年度までの間に実施される医師国家試験に合格し、医師免許を取得する意思を有しているとき。
- (2) 特定勤務を行っているとき。
- (3) 被災、負傷、疾病その他やむを得ない事情により修学資金等の返還が困難であると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、修学資金等を直ちに返還させることが適当でないと認められるとき。

（督促）

第13条 修学資金等を返還期限までに返還しない者に対する督促については、相模原市債権の管理に関する条例（平成24年相模原市条例第3号）の定めるところによる。

（違約金の徴収）

第14条 市長は、修学資金等を返還期限までに返還しない者がある場合において、前条の規定により督促をしたときは、返還すべき額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に、その返還期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（その返還期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に相当する違約金額を加算して徴収するものとする。

- 2 第3条第3項の規定は、違約金の額の計算に用いる年当たりの割合について準用する。
- 3 市長は、修学資金の貸付けを受けた者が修学資金等を返還期限までに返還しなかったこ

とについてやむを得ない事情があると認めるときは、違約金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、第14条第1項に規定する違約金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

3 前項の規定の適用がある場合における違約金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則（平成25年10月1日条例第36号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例（以下「新延滞金徴収条例」という。）第3条第1項及び附則第3項の規定、第2条の規定による改正後の相模原市奨学金条例（以下「新奨学金条例」という。）第14条第1項及び附則第2項の規定、第3条の規定による改正後の相模原都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第16条第1項及び附則第3項の規定、第4条の規定による改正後の相模原市看護師等修学資金貸付条例第12条第1項及び附則第2項の規定、第5条の規定による改正後の相模原市介護保険条例第12条（延滞金の割合に係る部分に限る。）の規定、第6条の規定による改正後の相模原市公共下水道事業受益者分担に関する条例第16条第1項及び附則第2項の規定、第8条の規定による改正後の相模原市農業集落排水事業分担金徴収条例第13条第1項及び附則第2項の規定、第9条の規定による改正後の相模原市後期高齢者医療に関する条例第6条（延滞金の割合に係る部分に限る。）の規定、第10条の規定による改正後の相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例第16条の2第1項及び附則第2項の規定並びに第12条の規定による改正後の相模原市地域医療医師修学資金貸付条例第14条第1項及び附則第2項の規定は、延滞金又は違約金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

相模原市地域医療医師修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、相模原市地域医療医師修学資金貸付条例（平成25年相模原市条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(貸付けの申請)

第3条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、市長が定める日までに、連帯保証人と連署した修学資金貸付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 修学資金の貸付けを受けようとする者の住民票の写し
- (2) 連帯保証人の所得を証する書類
- (3) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(連帯保証人)

第4条 連帯保証人は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。この場合において、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は法定代理人でなければならない。

- (1) 成年であること。
- (2) 一定の職業に就き、かつ、独立の生計を営んでいること。
- (3) 同種修学資金等について、他に保証していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、保証能力があると市長が認めた者については、連帯保証人となることができる。

3 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者は、連帯保証人が第1項の要件に該当しなくなったとき（前項の規定により連帯保証人となった者については、保証能力がなくなったと市長が認めたとき。）又は連帯保証人として適当でなくなったときは、新たに連帯保証人を立て、連帯保証人変更届に前条第2号から第4号までに掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(選考結果の通知)

第5条 市長は、条例第5条の規定により修学生を決定したときは、第3条の規定により修学資金貸付申請書を提出した者に対し、その結果を通知するものとする。

(修学資金の交付)

第6条 市長は、修学資金を年2回交付する。

(学業成績の報告)

第7条 修学生は、条例第7条に規定する修学資金の貸付期間中、毎年度（貸付期間の始期の属する年度を除く。）市長が定める日までに、前年度における学業成績を証する書類を市長に提出しなければならない。

(借用証書)

第8条 修学資金の貸付けを受けた者は、条例第10条各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該該当するに至った日（以下「該当日」という。）から市長が別に定める日までに、連帯保証人と連署した修学資金借用証書を市長に提出しなければならない。

(返還の期限等)

第9条 条例第10条の市長が定める日（次項において「返還の期限」という。）は、該当日の翌日から起算して1月を経過する日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、修学資金等の返還が困難であると市長が認めた者の返還の期限は、該当日の翌日から起算して修学資金の貸付けを受けた期間（条例第8条第1項の規定による修学資金の貸付けの休止の期間を除く。）を経過する日とする。この場合において、修学資金の貸付けを受けた者は、月賦、4分の1年賦又は半年賦により修学資金等を返還しなければならない。
- 3 前項の規定により修学資金等の返還をする者は、該当日から市長が別に定める日までに、修学資金等返還方法承認申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 第2項の市長が認めた者が修学資金等の返還方法を変更しようとするとき又は修学資金等の繰上返還をしようとするときは、修学資金等返還方法変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。当該承認を受けた後に返還方法を変更しようとするときも、また同様とする。

（免除の申請）

第10条 条例第11条第1項又は第3項の規定により債務の免除を受けようとする者は、修学資金等返還免除申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（特定勤務等の期間の計算等）

第11条 条例第11条第1項第1号の規定により債務を免除する場合において、当該免除に該当するための特定勤務を行った期間は、当該期間の開始する日の属する月から当該期間の終了する日の属する月までの月数により計算するものとする。

- 2 条例第11条第2項のやむを得ない事情は、次のとおりとする。
 - (1) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第5条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業
 - (2) その他市長が認める事情
- 3 条例第11条第2項の特定医師業務に従事できなかった期間は、当該期間の開始する日の属する月から当該期間の終了する日の属する月までの月数により計算するものとする。ただし、当該期間が終了した月において再び特定医師業務に従事できなかった期間が開始したときは、その月を1月として計算するものとする。

（猶予の申請等）

第12条 条例第12条の規定により修学資金等の返還の猶予を受けようとする者は、修学資金等返還猶予申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による承認を受けた者は、当該承認を受けた期間中、毎年1回市長が定める日までに、修学資金等返還猶予現況届を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による承認を受けた者は、当該承認を受けた事情が消滅したときは、直ちに修学資金等返還猶予事情消滅届を市長に提出しなければならない。

（違約金の減免）

第13条 条例第14条第3項の規定による違約金の減額又は免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 修学資金の貸付けを受けた者が災害又は盗難により被害を受け、やむを得ない事情があると認められるとき。

- (2) 修学資金の貸付けを受けた者が死亡し、又は法令の規定により身体を拘束された場合において、返還することができない事情があると認められるとき。
 - (3) 修学資金の貸付けを受けた者が破産手続開始の決定を受けた者で、やむを得ない事情があると認められるとき。
 - (4) 修学資金の貸付けを受けた者が納入通知書等の送達の事実を全く知ることができない正当な理由があると認められるとき。
 - (5) 修学資金の貸付けを受けた者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けているとき。
 - (6) 修学資金の貸付けを受けた者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けているとき。
 - (7) 修学資金の貸付けを受けた者又はその者と生計を一にする親族が疾病にかかり、又は死亡したため多額の出費を要し、生活が困難と認められるとき。
 - (8) 修学資金の貸付けを受けた者が失業等により無収入となり、将来その資力が回復する見込みがないと認められるとき。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めるとき。
- 2 前項の規定により違約金の減額又は免除を受けようとする者は、修学資金等違約金減免申請書に減額又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、当該申請書又は当該添付すべき書類の提出を省略することができる。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその適否を決定し、当該申請書を出した者に対し、その結果を通知するものとする。

（届出義務）

- 第14条 修学生は、修学生であることを辞退するときは、直ちに辞退届を市長に提出しなければならない。
- 2 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに休学等届を市長に提出しなければならない。
- (1) 休学、留年、転学部、転学又は退学をしたとき。
 - (2) 停学、退学又は除籍をさせられたとき。
 - (3) 休学又は停学の期間が終了したとき。
- 3 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者（当該修学資金に係る債務が消滅した者を除く。次項において同じ。）は、修学生若しくは修学資金の貸付けを受けた者又は連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき（第4条第3項の規定に該当したときを除く。）は、直ちに住所等変更届を市長に提出しなければならない。
- 4 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者が死亡したときは、その遺族又は連帯保証人は、直ちに死亡届に死亡の事実を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（書類の経由）

- 第15条 修学資金の貸付けを受けようとする者又は修学生は、この規則の規定による書類を市長に提出するときは、大学を経由しなければならない。

（様式）

- 第16条 この規則の規定により使用する書類の様式は、別に定める。

（委任）

- 第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日規則第113号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日規則第111号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。